令和７年度

東松島市脱炭素先行地域づくり事業

補助金の手引き



ＳＤＧｓ・脱炭素社会推進課

目次

１　補助制度の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　補助対象設備一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

・太陽光発電設備（自家消費型）

・蓄電池

・ＥＶカーシェア

・充放電設備（Ｖ２Ｈ）

・共通要件

３　補助金申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４　交付申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

５　実績報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

**１　補助制度の概要等**

　東松島市では、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減し、再生可能エネルギーの地産地消モデルの構築に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備導入等の取組を支援するために、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」を活用し、脱炭素先行地域にお住いの市民及び事業者に対し、東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金を交付するものです。

【共通の注意事項】

　申請前に「東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱」を確認し、以下の点について、ご確認ください。

　１　補助申請者は、**令和７年６月２日（月）から令和８年２月２７日（金）**までの期間に補助対象の設備を契約から設置まで行い、かつ、実績報告書（設置・支払いの完了）を提出できる方が対象です。

　２　市から交付決定を受ける前に補助対象の設備を設置した方は、東松島市脱炭

　　素先行地域づくり事業補助金事前着手届（様式第４号）を提出する必要があり

ます。

　３　申請受付は先着順で行い、予算額に達した時点で募集を終了します。また、

　　予算の上限に達する同日に申請が複数あった場合は、抽選方式となります。

　４　補助対象の設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大

　　蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する間（Ｐ９参照）、継続して使用

する必要があります。

　５　補助対象の設備が、他の法令又は予算制度に基づき**国の補助を既に受けてい**

**る又は受ける予定の場合は、補助の対象外となります。**

　６　関係法令に遵守した設備であること。

　７　商用化され、中古設備でないこと。

**１　補助対象設備一覧**

**◆太陽光発電設備（自家消費型）**

（１）補助対象者

　ア　市民

自らが先行地域内に所有する住宅等（店舗併用住宅を含む）に居住している方、又は居住する予定の方。

　イ　事業者

　　　 自社で先行地域内に事業所等を所有し、事業活動をしている法人等

（２）補助額（率）

　**【市　民】太陽光発電設備の価格の２／３（上限額７０万円）**

**ソーラーカーポート　２／３（上限７０万円）**

**【事業者】太陽光発電設備の価格の２／３**

　　　　　　**ソーラーカーポート　２／３（上限３億円／件）**

**※１，０００円未満の端数切捨て**

（３）交付要件

【共　通】ＦＩＴまたはＦＩＰ制度の認定を取得しないこと

３０％以上を自家消費すること。

法定耐用年数を経過するまでの間、Ｊクレジット制度への登録を

行わないこと

【事業者】自家消費する電力を含めて５０％以上を先行地域内で消費すること。

**◆蓄電池**

（１）補助対象者

　ア　市　民

自らが先行地域内に所有する住宅等（店舗併用住宅を含む）に居住している方、又は居住する予定の方

　イ　事業者

　　 自社で先行地域内に事業所等を有し、事業活動をしている法人等

（２）補助額（率）

　【市　民】設置費用の３／４（上限８０万円）

　【事業者】設置費用の３／４

※１，０００円未満の端数切捨て

（３）交付要件

【共　通】同時に交付申請を行う、太陽光発電設備又はカーポートソーラーの　付帯設備であること

 停電時のみに使用する非常用予備電源でないこと。

【市　民】家庭用４，８００Ａｈ・セル未満であること。

【事業者】業務用４，８００Ａｈ・セル以上、石巻地区広域行政事務組合火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電池システムであること。

**◆ＥＶカーシェア**

（１）補助対象者

　【事業者】自社で先行地域内に事業所等を有し、事業活動をしている法人等

（２）補助額（率）

　【電気自動車】１００万円／台

【ＰＨＥＶ】　６０万円／台

※車体価格の１／３の方が低い場合は、その額が補助額になります。

（３）交付要件

車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備と　接続して、充電を行うものであること。

経済産業省「ＣＥＶ補助金」で対象となる銘柄であること。

次の（ア）または（イ）のいずれかを満たすこと。

1. 平常時に社用車として利用し、災害時に限らず遊休時に地域住民、社員等に有償又は無償にて貸し出すもの
2. （ア）以外のカーシェア事業として環境省及び本市から事前に承認を得たものであること。

**◆充放電設備（Ｖ２Ｈ）**

（１）補助対象者

　【事業者】自社で先行地域内に事業所等を有し、事業活動をしている法人等

（２）補助額（率）

　 設置費用の３／４

（３）交付要件

経済産業省「ＣＥＶ補助金」で対象となる銘柄であること。

原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。

経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄であること。

**３　補助金申請の流れ**

**４　交付申請について**

（１）受付期限

　　　**令和８年２月２７日（金）まで（先着順）**

（２）受付時間

　　　午前８時３０分から午後５時１５分（土、日、祝を除く）

（３）提出先

東松島市役所矢本庁舎SDGs・脱炭素社会推進課（庁舎２階）

　　　〒９８１－０５０３　東松島市矢本字上河戸３６番地１

　　　SDGs・脱炭素社会推進課「脱炭素補助金」担当宛て　※郵送の場合

（４）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 備考 |
| 1 | 東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書（様式第１号） | 記入例を参考に記載してください。 |
| 2 | 東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金実施計画書（様式第２号） | 記入例を参考に記載してください。 |
| 3 | 交付申請額の根拠となる資料（見積書等） | 設備及び工事費用の内訳が分かる見積書を提出してください。 |
| 4 | 補助対象設備の仕様がわかる書類（カタログ、パンフレット等） | 設備の仕様が分かる書類を提出してください。 |
| 5 | ソーラーカーポート設置に係る建築確認申請実施確認書　**※ソーラーカーポートのみ** | ソーラーカーポートを設置する場合、書類を提出してください。 |
| 6 | 蓄電池基準確認書　**※蓄電池のみ** | 蓄電池を設置する場合、書類を提出してください。 |
| 7 | 代理申請に係る委任状（様式第３号）**※代理申請者を定め申請する場合のみ** | 代理申請者を定め申請をする場合、書類を提出してください。 |
| 8 | 代理人申請に係る委任状（様式第３号の２）**※設置事業者が申請する場合のみ** | 設置事業者が代理申請する場合、書類を提出してください。 |
| 9 | 東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金事前着手届（様式第４号）**※交付決定前に契約・着工した方** | 交付申請前に契約・着工した方が提出してください。 |

**５　実績報告について**

（１）提出期限

　　　事業が完了した日から３０日以内又は**令和８年２月２７日（金）**のいずれ

か早い日（必着）

（２）受付時間

　　　午前８時３０分から午後５時１５分（土、日、祝を除く）

（３）提出先

東松島市役所矢本庁舎SDGs・脱炭素社会推進課（庁舎２階）

　　　〒９８１－０５０３　東松島市矢本字上河戸３６番地１

　　　SDGs・脱炭素社会推進課「脱炭素補助金」担当宛て　※郵送の場合

（４）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 備考 |
| 1 | 東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書（様式第7号） | 記入例を参考に記載してください。 |
| 2 | 製品保証書の写し |  |
| 3 | 補助対象設備の費用の支払いが確認できる書類（領収書等） | ・領収書の宛名はフルネームで発行したものを提出してください。・内訳の分かる請求書等を提出してください。 |
| 4 | 設置状態を示す写真（自宅等の一部と機器が写るもの） | カラーサイズＬ判以上、設備の設置前後が分かる写真を提出してください。 |
| 5 | 交付決定者の振込先口座が分かる書類 | 通帳のコピーなど |
| 6 | 電力受給契約確認書の写し**※太陽光発電設備、ソーラーカーポートのみ** | 余剰電力を電力会社に売電する場合、提出してください。 |
| 7 | 建築確認済証、建築検査済証の写し**※ソーラーカーポートのみ** | ソーラーカーポートを設置する場合、書類を提出してください。 |
| 8 | 自動車検査証の写し**※車載型蓄電池のみ** |  |

※提出期限までに書類がそろわない場合は補助金交付が受けられません。申請に際し、事業者と充分に工期を確認してください。

**６　その他**

（１）発電量等の報告（太陽光発電設備の申請者の方）

　　　申請者は、太陽光発電設備設置翌月から１２か月後までの発電量や自家消費量を太陽光発電自家消費率報告書（様式８号）により、市に報告する必要があります。また、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等のデータについて、市が情報提供を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（２）事業の変更・中止

　　　申請者は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認申請書（様式第５号）を提出してください。

（３）取得財産の管理義務・処分等の制限

　　　申請者は、次の一覧表に掲げる耐用年数を経過するまで、適切に管理して

ください。また、市の承認を受けることなく、補助金の交付目的以外に使用・

売却・譲渡・交換・貸付・担保に供することはできません。

法定耐用年数一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 耐用年数 |
| 太陽光発電設備 | １７年 |
| 蓄電池 | ６年 |
| エネルギーマネジメントシステム（ＥＭＳ） | ５年 |
| 電気自動車（ＥＶ） | ６年 |
| プラグインハイブリッド自動車（ＰＨＥＶ） | ６年 |
| 充放電設備（充放電設備・充電設備） | ６年 |

（４）提出書類等の様式

　　　申請の様式等は、東松島市ホームページ又は下記二次元コードよりダウンロードできます。



【お問い合わせ先】

東松島市復興政策部SDGs・脱炭素社会推進課

所在地:〒981-0503　東松島市矢本字上河戸３６番地１

ＴＥＬ:（０２２５）８２－１１１１（内線１４７２）

ＦＡＸ:（０２２５）８２－１１２４

E-MAIL: gx@city.higashimatsushima.miyagi.jp